

監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成28年4月1日

新潟県監査委員	野	上	信	子
新潟県監査委員	楡	井	辰	雄
新潟県監査委員	佐	藤	卓	之
新潟県監査委員	田	宮	強	志

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

新潟市北区横土居3767番地2 小柳 隆

2 請求の要旨

- (1) 警察本部警務部装備施設課は現県庁舎ができた当時から現在まで、新潟県警察庁舎1階司法記者室(170.17㎡)を第三者(司法記者クラブ)に無償で使用を許しているが、必要な手続を怠り、得べき費用等の徴収を怠っている。
- (2) 装備施設課へ司法記者室の庁舎使用実態を情報公開請求したところ、第三者に対して使用許可などの手続なく無償で貸し付けており、その使用者の素性を証するもの(会則など)を保有していない旨の行政文書非公開決定通知がされた。
- (3) 司法記者室は、使用する者が都合に合わせてブースに区切り、記者クラブ加盟14社(記者52名)が各々机等事務用品を備えて占有使用している。警察本部警務部広報広聴課は、それらの加盟各社名及び記者名簿を保有している。
- (4) 報道機関が行政財産を無償使用することは、行政府官庁通達(昭和33年1月7日)及び京都地裁判決(平成4年2月10日)などから正当である。
しかし、公有財産事務取扱規則の施行について(管財課長通知)では、行政財産である「新聞記者室等」を、目的内使用の施設であることを記すが、その施設を使用する者の特例(使用者の特定、手続の省略など)を規定したものではない。
- (5) 民法の使用貸借では民法595条(借用物の費用の負担)及び594条(借主による使用及び収益)の規定により、使用者は費用の負担及び使用収益の履行が必要である。
- (6) 装備施設課の司法記者室の使用許可に重大な瑕疵が存在しており、司法記者室の使用は、地方自治法、行政手続法に違反しており無効である。そのため、報道機関の警察庁舎使用は、判例等の特例に救済される理由がなく無効である。
- (7) よって、過去10年間に相当する使用料及び費用の合計金額55,247,170円を、無償使用者に請求せよ。

3 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成28年2月9日をもってこれを受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成28年3月4日、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、本件請求に係る補足説明が行われたが、請求の内容に変更を生じるものはないと判断した。

第3 監査の実施

1 監査の対象

司法記者室について、使用許可手続等をせず、使用者からの使用料及び光熱水費等実費を徴収しないことが財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

警察本部警務部広報広聴課、装備施設課

第4 監査の結果

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。その概要は、次のとおりである。

1 事実関係の確認

(1) 司法記者室の概要

住所：新潟市中央区新光町4-1 県庁警察庁舎1階の一部

面積：170.17㎡

公有財産上の位置づけは、行政財産に該当する。

(2) 設置目的

司法記者室は、報道機関を通じて警察広報活動を行うことにより、県民に対して警察広報・警察情報を迅速・的確に伝達することを目的に設置されている。中でも新聞、テレビ、ラジオのマスメディアは、県

民に警察広報を迅速かつ適時に伝達する手段として有効であり、県民にとっても有効かつ不可欠な広報媒体と言える。

(3) 利用者

司法記者室は、報道機関の記者に提供しているものであり、原則的には報道機関の記者であれば司法記者室を利用し得るが、警察本部各所属への取材活動を日常的・継続的に行っている報道機関で、「新潟県司法記者クラブ」加盟の記者に警察本部発行の報道関係者入庁証を交付の上、利用させている。

また、報道関係者入庁証の発行を受けている者以外の記者の利用は、限られたワーキングスペースであること、庁舎管理上の問題等から制限している。

(4) 司法記者室の使用実態

司法記者室は、報道機関各社が警察本部への取材活動の拠点としているほか、記者に対する報道発表連絡、記者発表（記者レク）、報道係からの連絡等に使用されている。

(5) 記者室の庁舎使用に係る県の規定

新潟県公有財産事務取扱規則（昭和48年3月30日新潟県規則第20号）の運用通知「新潟県公有財産事務取扱規則の施行について（昭和48年4月1日付け管第90号）」で「庁舎内に設置される新聞記者室等は、県の事務、事業の遂行のため施設を供するものであるから行政財産の目的外使用には該当しないものであること。」としている。

(6) 行政財産の目的外使用許可に関する法の規定

行政財産は、行政目的を達成するために必要な財産であるため、貸付け、交換、売払い等が原則的に禁止されているが、法第238条の4第7項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができることとされている。

2 監査対象機関の見解

(1) 目的外使用に当たらない理由

公共の情報である警察広報事項を迅速かつ広範に県民に伝達して県警察の警察活動を遂行するため、警察庁舎内に司法記者室を設置し、記者に使用させているものであり、目的内使用であると考えている。

記者室の使用が目的外使用に該当するか否かが争われた判例としては、平成4年2月10日の京都地裁判決で「記者室は、京都府の事務または事業の遂行のため京都府が施設を供するものであり、直ちに公用に供されているものといえるから、行政財産の目的内使用に当り、これが、行政財産を第三者に対し、目的外に使用させる場合に該当しないものと認められる。」と判示されている。

国の取扱いは、昭和33年1月7日付け大蔵省管財局長通達で「(新聞記者室)は、国の事務、事業の遂行のため、国が当該施設を提供するものであるから、この基準における使用収益とはみなさないことができる。」として、当該施設の使用は庁舎の目的外使用には当たらないとされている。

(2) 光熱水費等実費を徴収しない理由

県庁舎を使用する県職員から実費を徴収していないのと同様に、行政財産の目的内使用における使用者から実費を徴収する必要はないものとする。

また、新潟県の公有財産管理の事務を主管する総務管理部管財課の取扱いに基づき、行政財産の目的外使用には該当しないため、光熱水費等実費は徴収していない。

3 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象機関の見解を踏まえ、本件請求に対し、次のとおり判断する。また、判断に当たっては、法令の規定、判例及び国の取扱いを考慮した。

請求人の主張は、司法記者室を報道機関に無償で使用させていながら、その許可等必要な手続を怠っていることが行政手続法に違反しているため、報道機関に対し、使用料及び光熱水費等実費を請求することを求めていると解される。

行政財産は、行政目的を達成するために必要な財産であるため、貸付け、交換、売払い等が原則的に禁止されているが、法238条の4第7項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用の許可ができることとされている。

これを本件請求についてみると、司法記者室は公共の情報である警察広報事項を迅速かつ広範に県民に伝達し、県警察の警察活動を遂行する目的で県が直接公用に供しており、法238条の4第7項の規定にいう目的外使用には当たらないと認められる。また、司法記者室は、県が直接公用に供していることから、請求人の主張する使用貸借には該当せず、使用許可申請を提出させていない取扱いについて、手続を怠っているという請求人の主張には理由がない。

光熱水費等実費を徴収すべきという主張については、上記のとおり司法記者室は県が直接公用に供してい

ることから考えると、県庁舎を使用する県職員から実費を徴収していないのと同様に行政財産の目的内使用における使用者から実費を徴収する必要はないとする監査対象機関の考え方には、合理性が認められる。

以上のとおり、司法記者室について、財産の管理を怠る事実は認められなかった。

よって、請求人の主張については、理由がないものと判断する。